

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.10	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。 二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構	自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。 二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

			<p>成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。</p> <p>イ 前3号のいずれにも該当すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れている場合」とあるのは「自動車整備分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>ロ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に</p>	<p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。</p> <p>イ 前3号のいずれにも該当すること。</p> <p>ロ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係</p>
--	--	--	---	---

			係る実務経験を証する書類を交付すること。	る実務経験を証する書類を交付すること。
2	P.11	○2つ目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初めて自動車整備分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。 ○ 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車整備分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。 <p>(削除)</p>
3	P.11	○7つ目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
4	P.12	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○2つ目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書(特定技能所属機関) ○ 自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関) 	<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」(特定技能所属機関) <p>※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ</p>

				目を参照してください。
5	P.12	○ 4 つ目	<p>○ 自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（登録支援機関）</p> <p>○ 自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）</p>	<p>（削除）</p> <p>○ 受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」（登録支援機関）</p> <p>※令和6年6月15日より前において、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。</p>
6	P.12-13	<p>【留意事項】</p> <p>○ 1 つ目から 2 つ目</p>	<p>（新設）</p> <p>○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会から発行される、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書の提出が必要です。</p>	<p>○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 令和6年6月15日より前においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」の提出が必要です。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 ○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会から発行される、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書の提出が必要です。 ○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨を証明する文書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）の際には、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」の提出が必要です。 ・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）の際には、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意し
--	--	---	---

			<p>この証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p>	<p>てください。</p>
7	P.14	<p>第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p>	<p>自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。 二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 前3号のいずれにも該当すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは 	<p>自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。 二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 前3号のいずれにも該当すること。

			<p>「自動車整備分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>□ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。</p>	<p>□ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。</p>
8	分野 参考様式 第8-1号	【誓約事項】 1	1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、自動車整備（自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備若しくは特定整備に付随する基礎的な業務）であること。	1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、自動車整備（自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備若しくは特定整備に付随する基礎的な業務）であること。
9	分野 参考様式	【誓約事項】 4	4. 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員である	4. 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員である

	第8-1号		ること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	こと。
10	分野 参考様式 第8-1号	【誓約事項】 7	7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(4)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、自動車整備分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 (略)	7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(4)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること。 (略)
11	分野 参考様式 第8-2号	【誓約事項】 1	1. 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること、又は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	1. 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。